

新旧対照表

新	旧
苫小牧市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱 平成21年 5月22日制定 (目的) 第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、苫小牧市長（以下「市長」という。）が行う長期優良住宅建築等計画（以下「計画」という。）の認定、変更の認定、地位の承継（以下「認定等」という。）<u>及び、第18条第1項に基づく容積率の特例に関する許可（以下「許可」という。）</u>に関して必要な事項を定めることを目的とする。 (認定基準) 第2条 計画は、法第6条第1項第1号から第<u>7</u>号までに規定する認定基準に適合するものとする。 2 法施行規則第4条に適合し、法施行規則第4条第1号に定める一戸建ての住宅の床面積の合計は75㎡とし、法施行規則第4条第2号に定める共同住宅等の一戸の床面積の合計は55㎡とする。（法第6条第1項第2号関係 住宅の規模） 3 良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮する事項は、次のとおりとする。（法第6条第1項第3号関係 居住環境の維持及び向上に配慮する事項） (1) 次の各号に掲げる計画が適用となる場合は、その計画に適合するものであること。	苫小牧市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱 平成21年 5月22日制定 (目的) 第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、苫小牧市長（以下「市長」という。）が行う長期優良住宅建築等計画（以下「計画」という。）の認定、変更の認定、地位の承継（以下「認定等」）に関して必要な事項を定めることを目的とする。 (認定基準) 第2条 計画は、法第6条第1項第1号から第<u>6</u>号までに規定する認定基準に適合するものとする。 2 法施行規則第4条に適合し、法施行規則第4条第1号に定める一戸建ての住宅の床面積の合計は75㎡とし、法施行規則第4条第2号に定める共同住宅等の一戸の床面積の合計は55㎡とする。（法第6条第1項第2号関係 住宅の規模） 3 良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮する事項は、次のとおりとする。（法第6条第1項第3号関係 居住環境の維持及び向上に配慮する事項） (1) 次の各号に掲げる計画<u>等</u>が適用となる場合は、その計画<u>等</u>に適合するものであること。

ア 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１２条の４第１項第１号に規定する地区計画 イ 景観法（平成１６年法律第１１０号）第８条第１項に規定する景観計画 ウ 苫小牧市共同住宅<u>等</u>に関する建築指導要綱 （２） 次の各号に掲げる土地の区域内に住宅を建築されるものでないこと。ただし、市長が長期に渡って存続できると認め<u>る</u>場合<u>にあって</u>はこの限りではない。 ア <u>都市計画法第４条第４項に規定する促進区域</u> <u>イ</u> 都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設の区域 <u>ウ</u> 都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業の区域 <u>４ 自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮する事項は、次のとおりとする。（法第６条第１項第４号関係 自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮する事項）</u> <u>（１）認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅が、次の各号に掲げる区域に建築されるものではないこと。ただし、区域の指定解除がされることが決定している場合又は解除されることが確実と見込まれる場合並びに市長が長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると認める場合にあっては、この限りでない。</u> ア <u>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十九条第一項に規定する災害危険区域</u> イ <u>地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域</u> ウ <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法</u>	ア 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１２条の４第１項第１号に規定する地区計画 イ 景観法（平成１６年法律第１１０号）第８条第１項に規定する景観計画 ウ 苫小牧市共同住宅に関する建築指導要綱 （２） 次の各号に掲げる土地の区域内に住宅を建築されるものでないこと。ただし、市長が長期に渡って存続できると認め<u>た</u>場合はこの限りではない。 <u>ア （新設）</u> ア 都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設の区域 イ 都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業の区域 <u>４ （新設）</u>
---	--

<u>律第五十七号) 第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域</u> <u>エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</u> <u>(平成十二年法律第五十七号) 第九条第一項に規定する土砂災害特別警</u> <u>戒区域</u> <u>オ 津波防災地域づくりに関する法律 (平成二十三年法律百二十三号)</u> <u>第七十二条第一項に規定する津波災害特別警戒区域</u> (事前審査) 第3条 申請者は、市長に申請書を提出する前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号。以下「品確法」という。) 第<u>6条の2第3項に規定する確認書又は、同条第4項に規定する住宅性能評価書</u>の交付を受けるものとする。 <u>2 (削除)</u>	(事前審査) 第3条 申請者は、市長に申請書を提出する前に、住宅の品質確保の促進に関する法律 (平成11年法律第81号。以下「品確法」という。) 第<u>5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関に長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査を依頼し、「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証 (以下「適合証」という。)」(様式1)</u>の交付を受けるものとする。 <u>ただし、住宅を新築しようとする場合にあっては、適合証に代えて、品確法第5条第1項に基づく登録住宅性能評価書 (以下「住宅性能評価書」という。) とすることができるものとする。</u> 2 前項に定める適合証は、法第6条第1項第1号 (長期使用構造等) に定める認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分の全てに適合することを証したものであること。 ただし、一戸建ての住宅に係る適合証については、(5)を除く全てに適合することを証したものであること。 (1) 法第2条第4項第1号イ関係 (構造の腐食、腐朽及び摩損の防止) (2) 法第2条第4項第1号ロ関係 (地震に対する安全性の確保)
---	---

<u>3 (削除)</u> (事前届出等) 第4条 申請者は、市長に申請書を提出する前に、第2条第3項に定める基準に規定されている地区計画、景観計画、その他の要綱に定められている届出等の手続きを完了しているものとする。	(3) 法第2条第4項第2号関係 (構造及び設備の変更を容易にするための措置) (4) 法第2条第4項第3号関係 (維持保全を容易にするための措置) (5) 法第2条第4項第4号関係 (高齢者の利用上の利便性及び安全性) (6) 法第2条第4項第4号関係 (エネルギーの使用の効率性) 3 第1項に定める住宅性能評価書は、品確法に基づく日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示1346号)のうち、次の各号に定める等級の基準に適合することを証したものであること。 (1) 耐震等級 (倒壊等防止) 2以上又は免震建築物 (2) 劣化対策等級 3 (3) 維持管理対策等級 (専用配管) 3 (4) 断熱等性能等級 4 ただし、共同住宅等においては (1) ～ (4) 各号に定める等級のほか、次に記載する各号の等級の基準にも適合することを証した物であること。 (5) 維持管理対策等級 (共用配管) 3 (6) 更新対策等級 (共用配管) 3 (7) 高齢者配慮対策等級 (共用部分) 3 (事前届出等) 第4条 申請者は、市長に申請書を提出する前に、第2条第3項に定める基準に規定されている地区計画、景観計画、その他の要綱に定められている届出等の手続きを完了しているものとする。
---	---

(認定申請)

第5条 申請者は、法第5条第1項から第5項に規定する認定の申請をするときは、法施行規則第2条に規定する認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に併せて法第6条第2項の申し出を行おうとする場合には、申請者は前項の認定に必要な図書に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて市長に提出しなければならない。

3 前項の申し出に、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定の対象となる構造計算を含む場合には、適合判定通知書の写しを市長に提出するものとする。

(認定申請に必要な図書)

第6条 申請者は、法施行規則第2条に定める図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。

(1) 第3条に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し

(2) 第2条第3項に定める良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮する基準に適合することを確認するために必要な第4条の通知書の写し又は届出書等（受付印等のあるもの）の写し。

(3) 住宅型式性能認定書（品確法第31条に規定するもの。）の写し
（住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に限る。）（住宅

(認定申請)

第5条 申請者は、法第5条第1項から第3項に規定する認定の申請をするときは、法施行規則第2条に規定する認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に併せて法第6条第2項の申し出を行おうとする場合には、申請者は前項の認定に必要な図書に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて市長に提出しなければならない。

3 前項の申し出に、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定の対象となる構造計算を含む場合には、北方建築総合研究所構造計算適合性判定センターの判定を受けるものとする。

(認定申請に必要な図書)

第6条 申請者は、法施行規則第2条に定める図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。

(1) 第3条に規定する適合証の原本又は住宅性能評価の写し

(2) 第2条第3項に定める良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮する基準に適合することを確認するために必要な第4条の通知書の写し又は届出書等（受付印等のあるもの）の写し。

(3) 住宅型式性能認定書（品確法第31条に規定するもの。）の写し
住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に限る。住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（品確法第5条の規定するもの。）

型式性能認定書において、住宅性能評価（品確法第5条の規定するもの。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたものを省略することができる。) (4) 型式住宅部分等製造者認証書（品確法第33条に規定するもの。）の写し (住宅である認証型式住宅部分等（品確法第40条に規定するもの。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に限る。)型式住宅部分等製造者認証書の写しを提出した場合にあっては、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものを省略することができる。) (5) 特別評価方法（品確法第58条に規定するもの。）による証明書の写し (長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合に限る。) (認定の通知) 第7条 市長は、計画の認定をするときは、法第7条の規定により申請者へ認定通知書を交付する。 (計画の変更申請)	の申請において明示することを要しない事項として指定されたものを省略することができる。 (4) 型式住宅部分等製造者認証書（品確法第33条に規定するもの。）の写し 住宅である認証型式住宅部分等（品確法第40条に規定するもの。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に限る。型式住宅部分等製造者認証書の写しを提出した場合にあっては、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものを省略することができる。 (5) <u>長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書又は特別評価方法（品確法第58条に規定するもの。）による証明書の写し</u> 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合に限る。 (認定の通知) 第7条 市長は、計画の認定をするときは、法第7条の規定により申請者へ認定通知書を交付する。 (計画の変更申請) 第8条 申請者は、法第8条に規定する変更の認定の申請をするときは、法
--	---

第8条 申請者は、法第8条に規定する変更の認定の申請をするときは、法施行規則第8条に規定する変更認定申請書を市長に提出しなければならない。 2 前項の規定は、前条までの規定を準用する。 3 申請者は、法第9条第1項に規定する譲受人を決定した場合における変更の認定の申請をするときは、法施行規則第11条に規定する変更認定申請書に譲受人を決定した日を確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。 <u>4 申請者は、法第9条第3項に規定する区分所有住宅の管理者等が選任された場合における変更の認定の申請をするときは、法施行規則第13条に規定する変更認定申請書を市長に提出しなければならない。</u> (変更認定の通知) 第9条 市長は、<u>法第9条第1項に規定する譲受人の決定及び同条第3項に規定する管理者等の選任を</u>した場合における変更の認定をするときは、法第7条の規定により申請者へ変更認定通知書を交付する。 (地位の承継) 第10条 法第10条第1項第1号及び第2号に規定する承継を受けようとする者は、法施行規則第14条に規定する承認申請書を市長に提出しなければならない。 (地位の承継の承認) 第11条 市長は、地位の承継の承認をするときは、法施行規則第15条の	施行規則第8条に規定する変更認定申請書を市長に提出しなければならない。 2 前項の規定は、前条までの規定を準用する。 3 申請者は、法第9条に規定する譲受人を決定した場合における変更の認定の申請をするときは、法施行規則第11条に規定する変更認定申請書<u>を</u>市長に提出しなければならない。 <u>4 (新設)</u> (変更認定の通知) 第9条 市長は、<u>法第9条に規定する譲受人</u>を決定した場合における変更の認定をするときは、法第7条の規定により申請者へ変更認定通知書を交付する。 (地位の承継) 第10条 法第10条第1項第1号及び第2号に規定する承継を受けようとする者は、法施行規則第12条に規定する承認申請書を市長に提出しなければならない。 (地位の承継の承認) 第11条 市長は、地位の承継の承認をするときは、法施行規則第13条の規定により申請者へ承認通知書を交付する。
---	--

規定により申請者へ承認通知書を交付する。 <u>(軽微な変更届)</u> <u>第12条</u> 法規則第7条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（様式1）2部にその変更に係る図面を添付し、市長に提出しなければならない。 (取り下げ届) <u>第13条</u> 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取り下げ届（様式2）1部を市長に提出しなければならない。 2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。 (取りやめ届) <u>第14条</u> 認定計画実施者（計画の認定を受けた者）は、認定長期優良住宅建築等計画の建築又は維持保全を取りやめるときは、取りやめ届（様式3）1部に認定通知書を添えて市長に提出しなければならない。 (完了の報告等) <u>第15条</u> 認定計画実施者は、認定を受けた計画の住宅の建築工事が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに、工事完了報告書（様式4）1部に建築士法第20条第3項による工事監理報告書、軽微な変更があった場合にはその変更に係る図面を添付し市長に提出しなければならない。	<u>(新設)</u> (取り下げ届) <u>第12条</u> 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取り下げ届（様式2）1部を市長に提出しなければならない。 2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。 (取りやめ届) <u>第13条</u> 認定計画実施者（計画の認定を受けた者）は、認定長期優良住宅建築等計画の建築又は維持保全を取りやめるときは、取りやめ届（様式3）1部に認定通知書を添えて市長に提出しなければならない。 (完了の報告等) <u>第14条</u> 認定計画実施者は、認定を受けた計画の住宅の建築工事が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに、工事完了報告書（様式4）1部に建築士法第20条第3項による工事監理報告書、軽微な変更があった場合にはその変更に係る図面を添付し市長に提出しなければならない。 2 法第12条により市長から報告を求められた認定計画実施者は、認定
--	---

2 法第12条により市長から報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅状況報告書（様式5）1部を市長に提出しなければならない。 （認定しない旨の通知） 第16条 市長は、認定、変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式6）を申請者に送付するものとする。 （承認しない旨の通知） 第17条 市長は、地位の承継の承認の申請を承認しない場合は、承認しない旨の通知書（様式7）を申請者に送付するものとする。 （改善命令） 第18条 法第13条第1項及び第2項の規定による改善命令は、市長が必要と認め<u>た</u>ときに、改善命令書（様式8）により行うものとする。 （認定の取り消し） 第19条 <u>市長は、</u>法第14条第1項第1号の規定による認定の取り消しは、市長が必要と認め<u>た</u>ときに、認定取消通知書（様式9）により行うものとする。 2 <u>市長は、</u>法第14条第1項第2号の規定による認定の取り消しは、認定取消通知書（様式10）により行うものとする。 <u>3 市長は、法第14条第1項第3号の規定による認定の取り消しは、認定取消通知書（様式11）により行うものとする。</u>	長期優良住宅状況報告書（様式5）1部を市長に提出しなければならない。 （認定しない旨の通知） 第15条 市長は、認定、変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式6）を申請者に送付するものとする。 （承認しない旨の通知） 第16条 市長は、地位の承継の承認の申請を承認しない場合は、承認しない旨の通知書（様式7）を申請者に送付するものとする。 （改善命令） 第17条 法第13条第1項及び第2項の規定による改善命令は、市長が必要と認め<u>る</u>ときに、改善命令書（様式8）により行うものとする。 （認定の取り消し） 第18条 法第14条第1項第1号の規定による認定の取り消しは、市長が必要と認め<u>る</u>ときに、認定取消通知書（様式9）により行うものとする。 2 法第14条第1項第2号の規定による認定の取り消しは、認定取消通知書（様式10）により行うものとする。 <u>3（新設）</u>
---	---

<u>(許可申請)</u> 第20条 申請者は、許可の申請をするときは、法施行規則第18条に規定する許可申請書を市長に提出しなければならない。 <u>(許可申請に必要な図書)</u> 第21条 申請者は、前条の申請をするときは、法施行規則第18条第1項に定める図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。 (1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書 (2) その他市長が必要と認める図書又は書面 <u>(許可の通知)</u> 第22条 市長は、計画の許可をするときは、法施行規則第18条第2項の規定により、申請者へ許可通知書を交付する。 <u>(許可内容の変更)</u> 第23条 許可を受けた住宅の内容を変更しようとする者は、許可内容変更承認申請書（様式12）正副3部に、変更前の住宅の許可通知書及びその変更内容を明らかにした設計図書を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、設計図書の記載事項に変更がない場合は、当該設計図書の添付を要しない。 2 市長は前項の規定による承認をしたときは、申請者へ許可内容変更承認通知書（様式13）を交付するものとする。	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
---	--

<u>(許可に関する名義変更届)</u> 第24条 許可を受けた者（以下、「許可事業者」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証の交付を受ける前に、その名義を変更したときは、遅滞なく、新たに許可事業者となった者と連署の上、名義変更届（様式14）を市長に提出しなければならない。	<u>(新設)</u>
<u>(許可しない旨の通知)</u> 第25条 市長は、第19条の規定による申請を許可しない場合は、申請者へ法施行規則第18条第3項に規定する許可しない旨の通知書を送付するものとする。	<u>(新設)</u>
<u>(許可の取り下げ届)</u> 第26条 申請者は、許可を受ける前に申請を取り下げるときは、取り下げ届（様式15）1部を市長に提出しなければならない。	<u>(新設)</u>
<u>(許可の取りやめ届)</u> 第27条 許可事業者は、許可を受けた行為を取りやめるときは、取りやめ届（様式16）1部に許可通知書を添えて、市長に提出しなければならない。	<u>(新設)</u>

(その他) 第28条 前条までの規定により難い場合は、別途、市長が定めるものとする。 附 則 この要綱は、平成21年6月4日から施行する。 附 則 この要綱は、平成23年3月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和4年2月20日から施行する。</u>	(その他) 第19条 前条までの規定により難い場合は、別途、市長が定めるものとする。 附 則 この要綱は、平成21年6月4日から施行する。 附 則 この要綱は、平成23年3月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 <u>(新設)</u>
--	---